様式第2号(第8条関係)

粕屋町ブロック塀等撤去費補助金交付決定通知書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　粕屋町長　　　　　　　　　　　㊞

　　年　　月　　日付けで申請のあった補助金について、下記のとおり交付することとしたので、粕屋町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 1　交付決定番号 |  |
| 2　交付決定額 | 円 |
| 3　補助対象工事 | □　全部撤去  □　一部撤去 |

交付条件

　　①本事業の実施にあたっては、粕屋町補助金等交付規則(平成28年粕屋町規則第41号)及び粕屋町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱の規定を遵守すること。

　　②補助事業が事業実施年度の2月末日までに完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場

合は、速やかに町長に報告してその指示を受けること。

　　③事業完了後にブロック塀等を再築する場合は、建築基準法その他関係法令を遵守すること。

④事業完了後にブロック塀等を再築する場合は、高さを1.2ｍ以下とすること。

⑤事業完了後にブロック塀等を再築する場合は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条に規定する道路内に行わないこと。